

松江市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）の実施について、法、介護保険法施行規則（平成11年厚生労働省令第36号。以下「省令」という。）及び地域支援事業の実施について（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）別紙の地域支援事業実施要綱（以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 総合事業は、市が中心となって、地域の実情に応じ、住民等の多様な主体が参画して多様なサービスを充実することにより、地域において支え合うことができる体制の構築を推進し、もって要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

- (1) 訪問型サービス 法第115条の45第1項第1号イに規定する第1号訪問事業をいう。
- (2) 通所型サービス 法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業をいう。
- (3) 介護予防ケアマネジメント 法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。
- (4) 指定事業者 法第115条の45の3第1項の規定する事業所をいう。

(事業の内容)

第4条 市長は、総合事業として、次の事業を行うものとする。

- (1) 介護予防・生活支援サービス事業

ア 訪問型サービス

(ア) 訪問サービス（訪問型サービスのうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法（以下「平成26年改正前法」という。）第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護に相当するサービスをいう。以下同じ。）

(イ) 訪問型サービス A（訪問型サービスのうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。）

(ウ) 訪問型サービス B（訪問型サービスのうち、住民が主体となって提供するサービ

スをいう。以下同じ。)

- (エ) 訪問型サービス C (訪問型サービスのうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

イ 通所型サービス

- (ア) 通所サービス (通所型サービスのうち、平成 26 年改正前法第 8 条の 2 第 7 項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。以下同じ。)

- (イ) 通所型サービス A (通所型サービスのうち、緩和した基準により実施するサービスをいう。以下同じ。)

- (ウ) 通所型サービス B (通所型サービスのうち、住民が主体となって提供するサービスをいう。以下同じ。)

- (エ) 通所型サービス C (通所型サービスのうち、保健・医療の専門職が提供するサービスであって、短期間において集中的に行うものをいう。以下同じ。)

ウ 介護予防ケアマネジメント

- (ア) ケアマネジメント A (原則的な介護予防ケアマネジメント)

- (イ) ケアマネジメント B (簡略化した介護予防ケアマネジメント)

- (ウ) ケアマネジメント C (初回のみ介護予防ケアマネジメント)

(2) 一般介護予防事業

ア 介護予防把握事業

イ 介護予防普及啓発事業

ウ 地域介護予防活動支援事業

エ 一般介護予防事業評価事業

オ 地域リハビリテーション活動支援事業

(総合事業の実施方法)

第 5 条 総合事業の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 訪問サービス 指定事業者による実施
- (2) 訪問型サービス A 指定事業者による実施
- (3) 訪問型サービス B 補助による実施
- (4) 訪問型サービス C 直接又は委託による実施
- (5) 通所サービス 指定事業者による実施
- (6) 通所型サービス A 指定事業者による実施
- (7) 通所型サービス B 補助による実施
- (8) 通所型サービス C 委託による実施

(9) 介護予防ケアマネジメント 委託による実施

(10) 一般介護予防事業 直接又は委託による実施

(総合事業の対象者)

第 6 条 介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 居宅要支援被保険者

(2) 事業対象者（省令第 140 条の 62 の 4 第 2 号の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成 27 年厚生労働省告示第 197 号）様式第 1 の質問項目に対する回答の結果に基づき、同告示様式第 2 に掲げるいずれかの基準に該当する第 1 号被保険者をいう。以下同じ。）

2 一般介護予防事業の対象者は、第 1 号被保険者及びその支援のための活動に関わる者とする。

(事業対象者の確認の実施)

第 7 条 事業対象者の確認の実施については、市長が別に定める。

(訪問サービス又は通所サービスの実施等)

第 8 条 訪問サービス又は通所サービスの実施については、市長が別に定める。

(訪問型サービス A 又は通所型サービス A の実施等)

第 9 条 訪問型サービス A 又は通所型サービス A の実施については、市長が別に定める。

(訪問型サービス B 又は通所型サービス B の実施等)

第 10 条 訪問型サービス B 又は通所型サービス B の実施については、市長が別に定める。

(訪問型サービス C 又は通所型サービス C の実施等)

第 11 条 訪問型サービス C 又は通所型サービス C の実施については、市長が別に定める。

(高額介護予防サービス費相当事業)

第 12 条 市長は、実施要綱別記 1 の(1)のアの(コ)の規定の例により、高額介護予防サービス費相当事業を実施する。

2 高額介護予防サービス費相当事業による支給を受けようとする者は、介護保険高額介護(介護予防) サービス費支給申請書（総合事業）（様式第 1 号）を市長に提出しなければならない。

(高額医療合算介護予防サービス費相当事業)

第 13 条 市長は、実施要綱別記 1 の(1)のアの(サ)の規定の例により、高額医療合算介護予防サービス費相当事業を実施する。

2 高額医療合算介護予防サービス費相当事業による支給を受けようとする者は、高額介護合算療養費等支給申請書兼自己負担額証明書交付申請書（様式第 2 号）を市長に提出しなけれ

ばならない。

(介護予防ケアマネジメントの実施等)

第 14 条 介護予防ケアマネジメントの実施については、市長が別に定める。

(一般介護予防事業の実施等)

第 15 条 一般介護予防事業の実施については、市長が別に定める。

(委任)

第 16 条 この要綱に定めるもののほか、総合事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 市長は、この要綱の施行日前においても、介護予防・日常生活支援総合事業に関し必要な手続きを行うことができる。

附 則

この告示は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この告示は、令和 2 年 9 月 1 日から施行する。